

岩手県告示第733号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり陸前高田市椿島・青松島鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

平成24年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 陸前高田市椿島・青松島鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 陸前高田市椿島・青松島鳥獣保護区の区域
- 3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに沿岸広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。